

第1編 基本事項

第 1 章 計画策定の趣旨

社会的な背景として、国では平成 12 年 5 月に「循環型社会形成推進基本法」を制定し、これを契機に「大量生産・大量消費・大量廃棄」型の構造から環境に配慮した循環型社会の形成が進められ、ごみの排出抑制、資源化の推進、適正処理といった取組がより一層重要となっています。

近年にかけては、本格的な人口減少社会の到来、経済成長の鈍化、大規模災害への不安、市民参加型社会への移行など社会経済情勢が劇的に変化しており、甲賀市（以下、「本市という」）では多様化・複雑化する地域課題に適切に対応するためのまちづくりを進めてきました。

また、平成 17 年 1 月に「環境基本方針」を定め、豊かな自然・歴史・文化資源に囲まれた原風景を保全し、市民・事業者・行政が一体となって自らの環境は自らが守り、より良い環境を創造し次代に引き継ぐための取組を推進しています。

このような中で、本市においては、ごみの量の増加を抑制するために、より一層のごみの減量化・資源化への取組が求められています。

さらに、東日本大震災や熊本地震等の地震災害及び豪雨災害により災害廃棄物が発生している中で、国は平成 26 年 3 月に地方公共団体における災害廃棄物処理計画の作成の指針となる「災害廃棄物対策指針」を策定しました。本市においても、災害廃棄物の処理を適正かつ迅速に行うことで早期に復旧・復興を図ることのできる「災害廃棄物処理計画」の策定が不可欠となっています。

一般廃棄物の処理については、市民・事業者・行政が連携し、循環型社会の形成に貢献できる取組を総合的、計画的に推進するための指針として、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条に従い、平成 22 年 2 月「一般廃棄物処理基本計画」（以下、「基本計画」という。）を策定しました。その後、平成 27 年 3 月に、本市のごみ処理の情勢、法制度の改訂、リサイクル環境の変化などを踏まえ改訂を行いました。

改訂から 5 年が経過する令和元年度において、基本計画の改訂及び「災害廃棄物処理計画」の追加を行い、「第 3 次一般廃棄物処理基本計画」を策定するものです。

第2章 計画の位置づけ

本計画の位置づけを図1-2-1に示します。

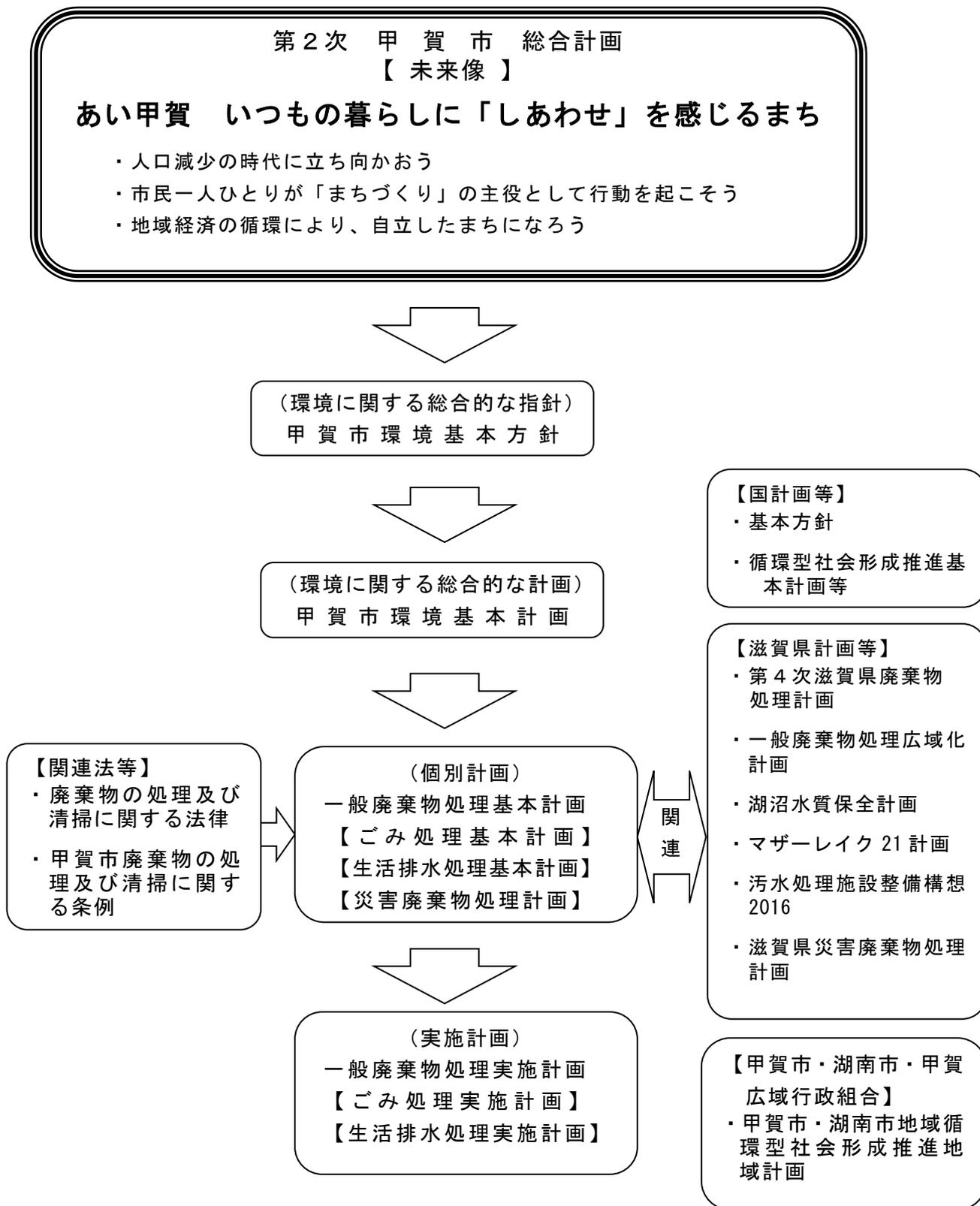


図1-2-1 計画の位置づけ

第3章 計画目標年度

平成27年3月に策定した一般廃棄物処理基本計画では、平成27年度から平成31年度までを計画期間としていました。

本計画の計画期間は、総合計画に合わせ、令和2年度(2020年度)から令和10年度(2028年度)までの9年間とし、令和5年度に後期(令和6年度～令和10年度)の計画について見直しができることとします。

平成・令和	27	28	29	30	31/R1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
西暦	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028
前計画 H27年3月 策定	計画期間													
本計画 R2年3月						計 画			見直し 時期	期 間				